

年金記録訂正請求に係る答申について

北海道地方年金記録訂正審議会

令和7年9月 10 日答申分

○答申の概要

年金記録の訂正を必要としたもの	1 件
-----------------	-----

厚生年金保険関係	1 件
----------	-----

年金記録の訂正を不要としたもの	1 件
-----------------	-----

厚生年金保険関係	1 件
----------	-----

厚生局受付番号 : 北海道(受)第 2500022 号
厚生局事案番号 : 北海道(受)第 2500016 号

第1 結論

請求者のA社における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日を平成23年9月21日、喪失年月日を同年12月1日に訂正し、同年9月から同年11月までの標準報酬月額を16万円とすることが必要である。

平成23年10月及び同年11月については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律(以下「厚生年金特例法」という。)第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる被保険者期間として記録することが必要である。

事業主は、請求者に係る平成23年10月及び同年11月の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

平成23年9月については、厚生年金保険法(以下「厚年法」という。)第75条本文の規定により、保険給付の計算の基礎とならない被保険者期間として記録することが必要である。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和41年生
住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : 平成23年9月21日から同年12月1日まで

平成23年9月21日にA社へ入社し、B職として勤務していたが、年金記録では、厚生年金保険の加入記録がない。

私が所持する給料明細書では、給与から厚生年金保険料が控除されているので、請求期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 判断の理由

1 請求者が所持するA社の雇用契約書、給料明細書(平成23年9月分から同年11月分までの3か月分)、手帳の写し及び請求者に係る雇用保険の被保険者記録から判断すると、請求者は、平成23年9月21日に正社員としてA社に入社し、事業主から給与の支払を受けていたことが確認できることから、請求期間について厚生年金保険の被保険者要件を満たしていたことが認められる。

2 請求者が所持する給料明細書により、平成23年10月分(同年11月末日支払)及び同年11月分(同年12月末日支払)の厚生年金保険料については、事業主により給与から控除されていることが確認できる。

また、請求者の平成23年10月及び同年11月に係る標準報酬月額については、請求者が所持する雇用契約書及び給料明細書により確認できる給与支給額及び厚生年金保険料控除額から、16万円とすることが妥当である。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、平成23年9月21日から同年12月1日までについて、請求者の厚生年金保険被保険者資格取得届を年金事務所に対し提出したか否か、また、厚生年金保険料を納付したか否かは、関係書類の保管期限超過のため不明と回答しているが、仮に、事業主から請求期間に係る厚生年金保険被保

険者資格取得届が提出された場合には、その後、厚生年金保険被保険者資格喪失届を提出する機会があったこととなるが、いずれの機会においても年金事務所が当該届について記録していないとは、通常の事務処理では考え難いことから、事業主から当該届は提出されておらず、その結果、年金事務所は、請求者の平成 23 年 10 月及び同年 11 月に係る厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業所は、当該期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

- 3 請求期間のうち、平成 23 年 9 月 21 日から同年 10 月 1 日までの期間について、上記 1 のとおり、請求者は厚生年金保険の被保険者要件を満たしていたと認められるものの、平成 23 年 9 月分（同年 10 月末日支払）の給料明細書により、事業主は、給与から厚生年金保険料を控除していないことが確認できることから、厚生年金特例法第 1 条第 1 項の規定には該当せず、厚年法第 75 条本文の規定により、保険給付の計算の基礎とならない被保険者期間として記録することが必要である。

なお、請求者の平成 23 年 9 月に係る標準報酬月額については、請求者が所持する雇用契約書及び給料明細書により確認できる給与支給額から、16 万円とすることが妥当である。

厚生局受付番号 : 北海道(受)第2500006号
厚生局事案番号 : 北海道(厚)第2500015号

第1 結論

請求期間について、請求者のA事業所(現在は、B事業所)における厚生年金保険被保険者資格の喪失年月日の訂正を認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和41年生
住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : 平成3年3月31日から同年4月1日まで

平成元年4月1日にA事業所に採用され、平成3年3月31日まで非常勤のC職として勤務していたが、年金記録によると、厚生年金保険の被保険者資格喪失日が平成3年3月31日となっており、平成3年3月が被保険者期間となっていない。

給与から平成3年3月分の厚生年金保険料が控除されていたと思うので、厚生年金保険の被保険者資格喪失日を平成3年4月1日に訂正してほしい。

第3 判断の理由

B事業所は、請求者に係る人事記録及び人事異動通知書を提出しており、平成2年4月1日付けの人事記録及び人事異動通知書においては、「C職(A事業所)に採用する 任期は1日とする 但し 任命権者から別段の通知がない場合は平成3年3月30日までの間に限り任用を日々更新する(後略)」との記載があり、請求期間に係る平成3年3月31日の勤務記録はないものの、平成3年3月31日付けの人事異動通知書において「退職した(後略)」との記載が確認できる。

上記のほか、B事業所は、請求者に係る健康保険被保険者証台帳を提出しているところ、同台帳においては、請求者は平成3年3月30日に辞職し、同月31日に被保険者資格を喪失したことが記載されており、当該記録は厚生年金保険の被保険者記録と一致している。

これらの状況について、B事業所は、保管している資料では、請求者の退職日が平成3年3月30日か同月31日のいずれであるか特定することはできず、請求者の請求期間に係る厚生年金保険料の控除を確認できる資料はなく、同保険料の控除についても不明である旨回答している。

また、請求者は、請求期間当時の同僚の名前を挙げているところ、当該同僚は、常識的に考えて退職日は月の末日だと思っていると回答しているものの、請求者の退職日及び請求期間に係る厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料や回答は得られなかった。

さらに、オンライン記録によると、A事業所において、請求者と同じく平成3年3月31日に厚生年金保険の被保険者資格を喪失した同僚が9人(請求者と同職種のC職である6人を含む。)確認できることから、当該9人についてB事業所が保管する人事記録、人事異動通知書及び健康保険被保険者証台帳を確認したところ、いずれも請求者と同様に人事記録及び人事異動通知書に平成3年3月31日の勤務記録はないものの、平成3年3月31日付けの人事異動通知書において「退職した(後略)」との記載があり、健康保険被保険者証台帳においては平成3年3月30日に辞職し、同月31日に被保険者資格を喪失した旨が記載されている。

加えて、上記同僚 9 人に照会を行い 4 人から回答を得たところ、このうち請求者と同職種の C 職であった者は、自身の当該事業所における勤務期間は平成 3 年 3 月 30 日までであり、平成 3 年 3 月分の厚生年金保険料の控除について記憶していないと回答しており、他の 3 人からも、平成 3 年 3 月 31 日における勤務実態及び平成 3 年 3 月分の厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料や陳述は得られなかった。

なお、請求者は支給年が記載されていない 10 か月分の給与支給明細書を提出しているが、同明細書に記載されている社会保険料額により、平成元年 12 月分から平成 2 年 6 月分まで及び平成 2 年 9 月分から同年 11 月分までの給与支給明細書であることが推認でき、請求者は、このほかに給与支給明細書及び平成 3 年分の給与所得の源泉徴収票を所持していないことから、請求期間に係る厚生年金保険料が給与から控除されていたことを確認することができない。

このほか、請求者の請求に係る事実を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が厚生年金保険の被保険者として、請求期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。